

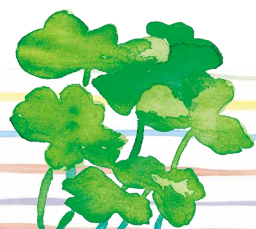
大人になる前に知っておきたい

契約と消費者トラブルのはなし



あなたは何歳になったら「大人」になると思いますか？
現在は民法で定める「成年」を「大人」とする考え方が広く浸透しています。
2022年4月1日からその「成年」になる年齢が
20歳から18歳に引き下げられることになりました。
18歳で「大人」になる。そんな日が間もなくやってきます。

あなたが大人になる前に、きちんと知っておいてもらいたい。
契約のこと。消費者トラブルのこと。お金のこと。
あなたのこれからの人生のために…さあ、一緒に学びましょう。



Lesson
1

大人(成年)になると何が変わるの？



私が成年になるのは _____ 年 _____ 月 _____ 日です。

生年月日	成年になる日
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日
2002年4月2日～2003年4月1日生	2022年4月1日
2003年4月2日～2004年4月1日生	2022年4月1日
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日

クイズ1

以下のことは、成年(18歳)になったらできるでしょうか？

*2022年4月以降

(1) スマートフォンを買う



(2) 飲酒をする



(3) ローンを組んで車を買う



(4) ギャンブルをする



(5) アパートを借りる



もっと詳しく知りたい方はこちら
法務省「大人への道しるべ」→



成年(大人)になると、自分ひとりの判断でできることが広がります。
その一方で、その判断や行動には責任が生じます。
契約については、保護者の同意がなくても高額な取引もできるようになるため
注意が必要です。

Lesson 2

「契約」ってなんですか？

「契約」とは法律的な責任を伴う約束です。
 「買い物をする」「乗り物に乗る」「美容院で髪を切る」これらはみんな契約です。



★「契約」は双方の合意で成立
 売り手と買い手がお互いに契約内容（商品の内容・価格・引き渡し時期など）について合意すれば契約は成立します。
 契約は双方の合意があれば、口約束でも成立します。

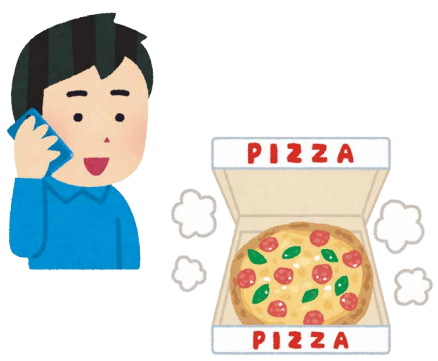
★「契約」は自由
 契約を結ぶかどうか、どのような契約を結ぶか、誰と契約をするかは契約をする人が自由に決めることができます。

★「契約」には責任が伴う
 一度結ばれた契約は、原則として一方の都合だけで契約内容を変更したり、キャンセルしたりすることはできません。

メモ 契約が成立するためには、必ずしも契約書の作成は必要ではありません。（例外的に契約書を作成しなければいけない契約もあります。）
 ただし、複雑な内容の契約（アパートの賃貸借契約やスマホの購入契約など）については通常契約書を作成します。これは、契約の大事な事項について証拠を残しておくためです。
 契約書に押印又はサインをすると、書かれている内容を承諾したとみなされます。押印したり、サインしたりする場合には、事前によく考えましょう。そして、契約書は大事に保管しておきましょう。



クイズ2



(1) 電話でピザの注文をするとき、契約が成立するのはいつ？

- ① 注文するピザを店員に伝えたとき
- ② 店員が「はい、ありがとうございます」と言ったとき
- ③ 配達されたピザを受け取ったとき
- ④ 配達員に代金を支払ったとき

(2) ネットでピザの注文をするとき、契約が成立するのはいつ？

- ① 「注文する」をクリック（タップ）したとき
- ② 「ご注文ありがとうございました」という画面が表示されたとき
- ③ 配達されたピザを受け取ったとき
- ④ 配達員に代金を支払ったとき



(3) 動画サイトを見ていたところ、誤って広告をタップしてしまった。すると、突然アダルトサイトになり、「登録完了！ 100,000円。3日以内にお支払ください。」と表示された。どのように対処したらよい？

- ① 指示どおりに10万円払わないといけない。
 - ② 10万円は払わず、無視してよい。
- その理由は？ ()

知っていますか？契約のキャンセル

☆ 契約は一度結ぶと一方の都合だけでやめることはできませんが、キャンセルできる契約もあります。

① 未成年者が結んだ契約



未成年者がひとりで結んだ契約は、キャンセル(取消)することができます。ただし、お小遣いの範囲の契約や成年であるとウソをついて結んだ契約などは取り消すことができません。

② 不意打ち性のある契約



突然の勧誘などよく考えることができないままに結んでしまった契約やエステ等の継続的なサービスの契約などについては、契約後一定期間であればキャンセル(解除)できます。(クーリング・オフ)
→詳しくは次ページへ

③ 問題のある勧誘により結んだ契約



問題のある勧誘を受けて、結ばれた契約は、キャンセル(取消)することができます。

例えば…

- ・ 契約の重要なことについて、事実と違う説明をされた。
- ・ 「帰って」といっても営業マンに居座られて契約した。
- ・ 「帰りたい」と言っても店から帰らせてもらえず契約した。
- ・ 将来に対することなど、不安をあおられて契約してしまった。
- ・ 営業マンなどの勧誘をする人に対する恋愛感情を利用して契約した。
- ・ 不必要といえるほど大量の商品を買わされた。

など

※このほか、相手と解約について合意した場合や約束どおりに契約が実行されない場合なども契約を解約できる場合があります。

また、マルチ商法、エステサロンや美容クリニックでの契約など、契約の途中であっても契約をやめることができる制度を定めているものもあります。

クイズ3

(1) 友だちへのプレゼントを買ったが、翌日友達が同じものを持っていることがわかった。契約を解約することはできる？

- ① 解約できない。
- ② レシートがあり1週間以内なら解約できる。
- ③ 商品を開封していなければ解約できる。

(2) 17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。この契約を取り消すことができる？

- ① 取り消すことはできない。
- ② 未成年者なので取り消すことができる。
- ③ 保護者が取り消しを求めたときのみ、取り消すことができる。

Lesson 4

おさえておきたい「クーリング・オフ」

★ クーリング・オフすると、消費者は一切お金を払わず、契約をキャンセルすることができます。

支払い済みの代金は全額返金され、受け取っていた商品も、送料を業者負担で送り返すことができます。

★ クーリング・オフができるのは一定の取引と期間に限られます。

契約書を
受け取った日から

■クーリング・オフできるもの

取引方法（販売方法）	例	クーリング・オフできる期間
○訪問販売 (家庭訪問・キャッチセールスなど)	・突然家に営業員が来た。 ・突然路上で呼び止められて、店に連れていかれた。 ・SNSでカフェに呼び出されて、不意打ち的に勧誘された。	8日間 ●●●●●
○継続的なサービス	エステ、美容医療、語学教室、パソコン教室などのサービスについて長期の契約を結んだ。(自分で店に行った場合も含む。)	
○マルチ商法	友人や先輩から「誰か紹介すればお金がもらえる」などと誘われ、名目は様々であるが、金銭的負担を求められた。	20日間 ●●●●●●●●●●

■クーリング・オフできないもの

- × 自分でお店に行って買い物した場合
- × 3,000円未満の現金取引
- × 通信販売（ネットショッピング）
- × 事業者同士の取引

<p>クーリング・オフ通知</p> <p>契約年月日 ○○年○月○日 商品名 ○○○ 契約金額 ○○○○円 販売会社名 ○○会社 担当者 ○○氏 上記契約は解除します。</p> <p>○○年○月○日 住所 福岡県○○市○○町○-○ 氏名 ○○○○</p>	<p>□□□□□□□□</p> <p>代表者 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番地 ○○会社 ○○支店 ○○様</p>
---	--

クーリング・オフはハガキで通知します。
(「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。)

クレジットカードで支払いをしたときは
クレジット会社にも通知します。

クーリング・オフの詳しい方法はこちら→



福岡県消費生活センター
ホームページ

※法改正により、今後、クーリング・オフの通知は電子メールなどでも可能になる予定です。

※ハガキの両面をコピーして、保管しておきましょう。

クイズ4

○×クイズ



- (1) どんな契約でも、契約後すぐならクーリング・オフできる。 (○・×)
- (2) 「キャンペーン価格なのでクーリング・オフできない」と言われて契約したエステ店での契約(20万円)はクーリング・オフできない。 (○・×)
- (3) クーリング・オフができない場合は、諦めるしかない。 (○・×)

いつでも、どこでも利用できるネットショッピング。
その便利さから利用する機会もますます増えています。
でも、「思っていたものとイメージが違う」「商品が届かない」「返品できない」
「一回だけと思ったのに定期購入だった」などというトラブルも起きています。

ケース1

ネットでのお買い物 クーリング・オフはできないの？

ネットショップで、レビューの高い財布を見つけて注文した。しかし、届いた財布は、写真と色が微妙に違い、素材も安っぽいものだった。返品しようとしてショップに連絡したが、「返品不可」とサイトに表示していると言われた。

ネットショップで好きなブランドの服が安く売られていたので注文した。翌日、友達に話したところ、そのショップはSNSで話題になっている偽サイトだと言われた。キャンセルするために、急いでメールしたが返信がない。電話番号も書いていないので連絡できない。



ネットショッピング(=通信販売)には、クーリング・オフがありません。

★注文する前には、

- ① 様々な点から、商品を見極める
(必要性、質、価格、サイズ、安全性、耐久性、環境への配慮など)
- ② 信頼できる販売業者を選ぶ
- ③ 取引条件(返品・交換の条件、定期購入かどうかなど)を確認する

★注文画面のスクリーンショットを保存しておく、と、トラブルになったときに役立ちます。

※「返品不可」と表示されていても不良品が届いた場合は交換や返品が可能です。

「特定商取引法に基づく表記」には、「販売業者名」や「返品、交換の条件」など重要な情報が記載されています。



ここをクリック



特定商取引法に基づく表記

販売業者	株式会社〇〇
責任者	〇〇〇〇
所在地	福岡県〇〇市△町5-7-1
電話番号	092-△△△-XXXX
メールアドレス	XYZ@shop.co.jp
ホームページURL	http://〇〇-shop.com
商品以外の必要料金	送料全国一律500円
引き渡し時期	代金入金後3日以内
支払方法	銀行振込、クレジットカード
返品・交換について	商品に欠陥がある場合を除き、返品・交換不可
返品送料	不良品の場合当社負担
返品期限	受け取り後7日以内

ケース2

えっ?

「モニター価格初回限定500円」 1回だけじゃないの？



広告に「ダイエットサプリ モニター価格初回限定 500 円」とあったので注文したら、翌月にも同じ商品が届き、6,000 円の請求書が入っていた。ショップの画面の下の方をよく見ると「5 回定期購入」「2 回目以降 6,000 円」と書いてあった。

- ★商品を初回購入する際に、定期的な複数回の購入を条件とすることを「定期購入」といいます。
- ★定期購入の広告には、金額や期間などを表示することになってはいますが、小さな文字で離れた場所に表示されているなど、気づかないまま注文してしまう場合があります。
- ★大きな文字で表示された「お試し」「無料」だけでなく、小さな文字で表示されている部分についても、よく読んでから注文しましょう。

ケース3

フリマアプリでのお買い物 届いたかばんはボロボロだった

フリマアプリで、かばんを注文した。出品者から商品を受け取る前に評価してほしいと求められたので評価した。商品が届き、中身を確認したが、写真とは違い、古くてボロボロだった。



- ★フリマアプリでの取引は基本的に出品者と購入者の個人間の取引となります。そのため、トラブルが発生した場合には、出品者と直接交渉を行う必要があります。あらかじめフリマアプリを運営している事業者の相談先や補償サービスについて確認しておきましょう。
- ★商品確認前に評価をしてしまうと補償サービスやサポートが受けられなくなることがあります。アプリ運営事業者が決めたサービスの利用方法や禁止事項など取引のルールを守りましょう。
- ★購入するときに不明なことがあれば、購入前にコメントなどの機能を使って相手に確認し、疑問を解消させてから取引しましょう。

クイズ5

(1) ネットショップでスニーカーを買ったところ、少し小さかった。解約返品できる？

- ① クーリング・オフで解約返品できる。
- ② クーリング・オフはできないが、サイズ違いなので交換できる。
- ③ ショップのサイトに解約の条件として「返品不可」と書いてあったら、解約返品はできない。

(2) つぎの○のなかにはどんな言葉が入りますか？

- ① ネットショッピングをするときには、注文する前に○○のルールを確認する。
- ② ネットショップで購入したものは○○○○○・○○できない。



会ったことがない人でも知り合いになれる SNS。
でも、その相手は本当に信用できる人ですか？
ネットにはあなたをだまして、お金を得ようとする悪い人たちも潜んでいます。
狙われているのは、あなたのお金だけではありません。
個人情報もターゲットになっていますよ。
犯罪に巻き込まれることもありますよ。

ケース4

連絡先を交換したい♥️ 誘導された有料サイト

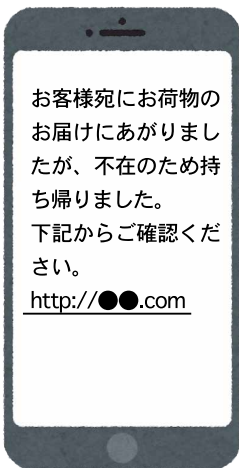
SNSで知り合った男性から誘われて、出会い系サイトに登録した。このサイトではポイントを購入すると相手の電話番号やメールアドレスを交換できることになっていた。2万円分のポイントを購入した。何度やってもエラーが出るので何度も追加でポイントを買ったが、エラーになって相手の連絡先は結局わからない。



- ★男女問わず、出会いを目的とした「出会い系サイト」の利用で高額な料金を支払ってしまったというトラブルが発生しています。
- ★有料サイトに誘った相手の目的は、連絡先を交換することではなく、ポイントを買わせることです。
- ★このような有料のメール交換サイトには、「懸賞金をあげるから」「話を聞いてくれたお礼をあげるから」などの理由で誘導される場合もあります。

ケース5

宅配便の不在通知を装ったSMS 個人情報を抜き取られた！



スマホにSMSで「宅配便の不在通知」が届いた。記載してあったURLにアクセスして接続したサイトで、IDやパスワードを入力した。後日、スマートフォンの請求額が高額になっていたのでおかしいと思い調べたところ、買った覚えのない商品の代金が請求されていた。

- ※SMSは携帯電話番号で送信できるショートメッセージサービスのことです。
- ★宅配便の不在通知のような実在の企業を装ったSMSが届き、そこに示されたURLにアクセスすることにより、個人情報が抜き取られたり、不正利用されたりする被害が発生しています。
- ★怪しいメールやSMSに記載されているURLにはアクセスしないようにしましょう。
- ★身に覚えのないメールやSMSは安易に信用せず、誘導されたサイトが公式ウェブサイトかどうか確認しましょう。

クイズ6

(1) ○にはどんな言葉を入れたらよいでしょうか？

- ① 住所、名前、電話番号、運転免許証番号などの○○○○は安易に相手に知らせない。
- ② 身に覚えのないSMSは○○する。

(2) ○×クイズ

- ① 身に覚えのないメールやSMSに記載されているURLにアクセスしても問題はない。
(○・×)
- ② 携帯電話会社のアカウントや暗証番号を人に教えても悪用されるおそれはない。
(○・×)

「きれいになりたい」「成功したい」「お小遣いを増やしたい」
 そんな願いに付け込まれ、結んでしまった高額な契約。
 憧れの一人暮らし。アパートを退去するとき起きた修繕費用のトラブル。
 社会経験の少なさから、契約トラブルに巻き込まれてしまう若者もいます。

ケース6

気軽にしかけたおためしエステ…契約したのは高額コース

ネット広告を見て、脱毛の無料体験エステを受けた。
 「今ならキャンペーン中。全身脱毛コース 40 万円」と誘われて、
 焦って契約してしまった。



- ★契約が長期間になる場合、途中で通えなくなることもあります。また、エステはその効果が保証されているものではありません。
- ★継続して通えるのか、代金は支払えるのかをよく考えてから契約しましょう。
- ★エステは契約して8日間はクーリング・オフできます。また、クーリング・オフ期間が過ぎても、途中で解約することは可能です。ただし、この場合、クーリング・オフとは異なり違約金の支払いが必要となります。
- ★美容医療も継続的にサービスを受ける契約にはクーリング・オフ制度が設けられています。(脱毛、にきび・しみ等の除去、脂肪の減少など)

ケース7

賃貸アパート退去時の高額な修繕費
払わないといけないの？

2年間暮らした賃貸アパートから転居することになり、きれいに掃除して退去した。しかし、後日、壁紙の張替え代やハウスクリーニング代などの高額な請求書が送られてきた。

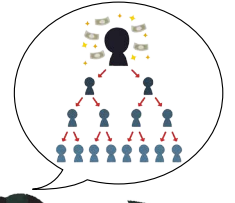
- ★部屋を借りた人がわざと汚したり、壊したりしてできたキズや汚れは借りた人が修理代を払わなければなりません。しかし、キズや汚れのうち、建物が古くなるにつれて生じたものや通常の使用によりできたもの(例:壁紙や床の日焼け、色あせ、小さなキズ)は原則として家主がその費用を負担します。
- ★アパートを借りるときは、契約前に家主と室内の点検をして、室内の状態の写真を撮っておきましょう。また、退去する際も同じように点検し、修繕の必要性や費用の負担割合を確認しましょう。



ケース8

先輩に誘われた「簡単に儲かるビジネス」残ったのは借金50万円

先輩から「投資で儲かっている人から話を聞いてみないか」と誘われて、会うことにした。その人から「投資用USBを使用すると、誰でも1万円を1年間で何百万円にすることができる。更に、このUSBを誰かに紹介すると紹介料ももらえる」「USBは50万円だが、今投資すれば後で楽に暮らすことができる」といわれた。その時は未成年だったため、成人してから契約を結ぶことにした。成人になってから、すぐに連絡が来て、消費者金融から借入れをするよう言われた。50万円借りて支払い、指示どおりにやろうとしたが難しく、全く儲からない。友人などを紹介することもできないので困っている。



- ★「誰かを紹介すればお金が儲かる」と言って、モノを買わせたりする商法を「マルチ商法」といいます。(ネットワークビジネスなどという場合もあります。)先輩や友人関係など断りにくい人間関係を利用して勧誘されます。
- ★契約後20日間はクーリング・オフできますが、消費者金融で借りたお金はクーリング・オフできず、利息をつけて返さなければなりません。
- ★友達を勧誘することにより、友人関係が壊れてしまう場合もたくさんあります。
- ★契約のためにクレジットカードを作らせたり、借金することを勧めたりする相手には注意しましょう。

ケース9

「副業しない？」買わされたのは高額な情報商材

SNSで知り合った人から「副業しないか」と誘われ、カフェで会って説明を受けた。「ブログを書いて集客する。最初は誰でも月1~5万円の収益がある」と言われ、クレジットカードを作り、324,000円の情報商材を購入した。しかし、技術的な指導はいっさいなく、だまされたと思う。返金して欲しい。

※情報商材とは インターネットの通信販売等で、副業、投資やギャンブル等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して販売されている情報(PDF等の電子媒体、動画、メールマガジン等)のことです。

- ★SNSでの勧誘をきっかけにして、儲け話を持ち掛けられ、高額な契約を結んでしまうケースが見られます。簡単にお金を稼ぐことはできません。「だれでも稼げる」「儲かる」といった勧誘や広告を簡単に信用しないようにしましょう。
- ★情報商材は購入するまでは内容を確認することができないため、購入してみたら広告や説明と違ったというトラブルが多く発生しています。また、話を聞くだけのつもりが断りきれずに契約をしてしまう場合もあります。自分から安易に連絡しないようにしましょう。



クイズ7

「必ずもうかる投資」ってあるの？

- ① 「誰でも簡単に必ずもうかる投資」はない。
- ② マルチ商法のしくみを使った投資は必ずもうかる。
- ③ 専門家なら必ずもうかる投資を知っている。



こんな消費者トラブルにもご注意ください

契約トラブル以外にも消費者トラブルは発生します。

購入した商品やサービスが原因の怪我なども暮らしの安全を脅かす消費者トラブルです。

ケース10

かばんに入れていたモバイルバッテリーが発火した！

通販サイトで購入したモバイルバッテリーをかばんに入れて持ち歩いていた。ある日、かばんが熱いと思ったら、モバイルバッテリーに入っているリチウムイオン電池が発火して、かばんの中のものが焼け焦げていた。

- ★充電により繰り返し使用できるリチウム電池はスマートフォン等の電子機器や、モバイルバッテリーなどさまざまな製品に広く利用されています。その一方で、リチウム電池が出火元となる火災も発生しています。
- ★電池に異常（発熱、膨張、異臭、変形など）があるときには、使用をやめましょう。



製品が原因となる事故のリスクを減らすためには、安全な商品を購入し、正しく使うことが必要です。使用前に取扱説明書や表示されているマークなどをよく確認し、誤った使い方をしないように気を付けましょう。正しく使用していたにもかかわらず、事故が発生した場合には、製品に問題がある可能性もあります。メーカーや販売店に問い合わせてみましょう。事故等の情報は、消費者庁の「事故情報データベース」やリコール（製品回収）に関するサイトでも調べることができます。



消費者庁
リコール
情報サイト



消費者庁
事故情報
データベース
システム

ケース11

脱毛で、まさかのトラブル！



美容医療クリニックで脱毛をしたが、脱毛した箇所にやけどを負って、水膨れができた。

通販で購入した脱毛クリームを顔に塗ったところ、毛穴が赤くなり、かゆくなってしまった。



- ★エステや美容医療など美容目的の施術は、多くの場合、緊急性はありません。施術前に、効果だけではなく、リスクや副作用などについて確認し、十分に理解してから施術をするかどうかを判断しましょう。
- ★除毛剤や脱毛剤は医薬部外品です。商品等に記載された「用法、用量」や「使用上の注意」で使用部位を確認して正しく使用しましょう。肌に異常を感じたときは、ただちに使用を中止して、症状の程度によっては皮膚科を受診しましょう。

製品やサービスに関するトラブルが起きたときには、消費生活センターに相談しましょう

知っておきたい キャッシュレス決済とクレジットカード

最近、現金以外で代金を支払うキャッシュレスが広まってきました。クレジットカード、プリペイドカード、ICカード、スマホで払うモバイル決済など…現金だけではなく、このような見えないお金もきちんと管理できることが大人には求められます。

さまざまなキャッシュレス決済

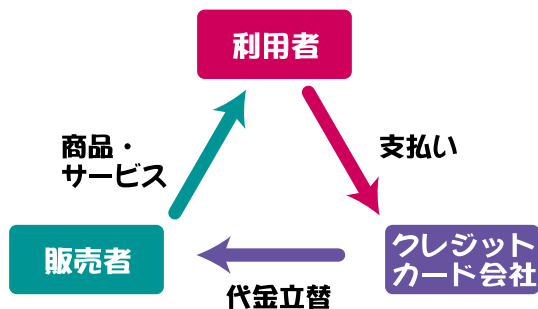
前払い	即時払い	後払い
商品受け取り前に代金を払う方法	商品受け取るのと同時に代金を払う方法	商品受け取り後決められた日に代金を払う方法
・プリペイドカード ・チャージ式電子マネー	・デビットカード	・クレジットカード ・コンビニ後払い



* スマートフォンのモバイル決済は、電子マネーをあらかじめチャージしてから支払うものや、登録した銀行口座やクレジットカードから支払われるものなどさまざまです。利用する場合には、どの口座からどのタイミングで引き落とされるのかを確認しておきましょう。

クレジットカード払いなど、先に商品を受け取って後で代金を支払う後払い方式は注意が必要です。

クレジットカードの仕組み



「クレジット」は「信用」という意味。利用者の「信用」をもとにして、クレジットカード会社が代金を立て替える仕組み。つまり、クレジットカードを使った買い物は、クレジット会社に借金をして買い物することと同じです。

支払方法と手数料

クレジットカード会社が立て替えた分を支払う方法には、一度に全額を払う方法（翌月または翌々月に払う一括払いとボーナス時期に払うボーナス一括払い）と全額ではなく何回かに分けて支払う方法（分割払いとリボルビング払い）があります。

一括払い・ボーナス一括払い	分割払い	リボルビング払い
代金を一括で支払う	代金を何回かに分けて支払う	月々の支払金額を毎月一定金額または残高に対して一定率に決めておき、その額を支払う
手数料なし	手数料あり	手数料あり



高額な買い物ができるクレジットカードを複数枚利用して、返済できなくなる場合（多重債務）もあります。また、利用する場合には、自分の収入（給料やアルバイト料など）、利用額と毎月の返済額を把握し、自分が返済できる範囲内で、計画的に利用する必要があります。

ケース12

クレジットカードを作るだけでもうかるアルバイト?!

「クレジットカードを作ったら、1枚につき5,000円もらえる。」と先輩に誘われて、クレジットカードを2枚作った。作ったカードは先輩に渡し、バイト代1万円をもらった。後日、クレジットカード会社から商品購入代金30万円の請求書が送られてきた。自分がした買い物ではないのに、払わなければいけないのか?

- ★自分が作ったカードを人に貸して、そのカードが使われてしまった場合、カードの名義人(持ち主)に支払義務があります。
- ★他人の契約に名前を貸すことを「名義貸し」といいます。トラブルのもとになるので、誘われても絶対に断りましょう。
- ★カードの管理は本人の責任です。カードを他人に渡したりするのはもちろん、カードに記載されている番号(カード番号や暗証番号、セキュリティコードなど)は、人には教えないようにしましょう。



ケース13

バイト代で返すはずだったのに…予定が変わって支払えない

バイト代で返済できると思い、旅行代や自動車学校通学費用をクレジットカードのリボルビング払いで払っていた。ところがケガをしてバイトができなくなり、支払いができなくなった。



- ★クレジットカードで買い物ができるのは、あなたに支払期日までに返済できるという「信用」があるからです。支払いが遅れるとその「信用」を失います。
- ★滞納すると、クレジットカードの利用はできなくなり、信用情報機関にその情報が登録されます。そして、一定期間、クレジットカードを作ることができなくなったり、自動車などのローンを組めなくなったりすることがあります。スマートフォンの分割購入ができないといった不都合が生じる可能性もあります。
- ★クレジットカードを利用する場合には、確実に支払える金額内での利用にしましょう。特に、リボルビング払いはたくさん買い物しても返済額が一定なので、使いすぎないように注意しましょう。
- ★支払いに困ったら早めに消費生活センターに相談しましょう。

覚えておきたい! クレジットカード利用上の注意3か条

- ① カードでの買い物は、収入で返せる範囲内(返済のために借金するのはアウトです)
- ② カードの管理はあなたの責任(カードは人に貸さない、失くさない
カード番号、暗証番号は人に教えない)
- ③ 使うときは、しっかり確認!
返済方法・返済期間



買い物と返済の状況を確認するためには、お店で渡されるレシートの保管、カード会社が発行する利用明細書、請求書(web発行もあり)のチェックが重要です。

クイズ8

○にはどんな言葉を入れたらよいでしょうか?

- ① クレジットカード〇〇や〇〇〇〇は人には教えない。
- ② クレジットカードでの買い物は〇〇で返せる範囲内とする。
- ③ 返済額が一定で、返済期間が長期になりがちなのは〇〇〇〇〇〇払い。

Lesson
7

頼りになる!困ったときの相談先 消費生活センター

消費生活センターは
契約トラブルや商品・サービス
に関する相談窓口です。

消費者トラブルで困ったり、
不安に感じることがあったら、
一人で悩まずに、相談してみましょう。

行政機関なので、**相談は無料**です。
専門の相談員が担当しています。
秘密は守られるので安心して、
相談してください。

電話番号は 局番なし **188**
(消費者ホットライン)



交渉のお手伝い

事業者と消費者の
間に入って、
交渉のお手伝い
(あっせん)をします。

電話による
アドバイス

相談を聞き取り、
専門的な
アドバイスを
します。

面談相談

電話相談で
解決しない場合、
書類などを見ながら
さらに詳しく
相談にのります。

消費生活センターで行う
トラブル解決のための
4つの支援

専門機関を紹介

専門家の支援が
必要な場合、
適切な機関を
ご紹介します。

Lesson
8

私たちの行動が社会を変える!!

消費者トラブルが起きたとき、消費生活センターに相談することは、相談者本人の問題解決だけが目的ではありません。全国の消費生活センターに寄せられた相談に関する情報は集計、分析されています。そして、その情報は、行政が違法な営業活動を行う業者を処分したり、法律を改正したりするなどの場で生かされています。

また、私たちは、日々、何らかの商品やサービスを選んだりしながら消費生活を送っています。その選択を行うときに、その商品やサービスを「安いから」「便利だから」「おいしいから」いう理由だけで選んでいませんか？

「自分だけがよければいい」ではなく、私たちのまわりの人や将来生まれてくる人たち、内外の社会経済状況や地球環境にまで思いをはせ、消費者としての自覚をもって消費生活を送ることが必要です。

一人ひとりが、消費者としての影響力を自覚し、公正で持続可能な社会にするために積極的に参加する社会、そんな「消費者市民社会」をつくるのは、私たち自身です。



① 友達に誘われて...



誰でも簡単に儲かるバイトがあるよ。話を聞きに行かない?

あなたの答え

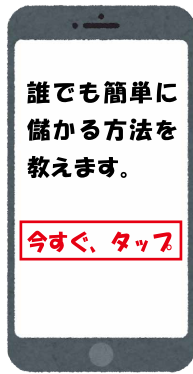
② 街を歩いていたら...

すぐ近くに新しい美容クリニックをオープンしました。今ならお試し脱毛が無料です。いかがですか?



あなたの答え

③ スマホを見ていたら...



誰でも簡単に儲かる方法を教えます。

今すぐ、タップ

あなたの対応

④ エステ店にて...

今日だけ特別キャンペーンで1年間60万円のコースが半額の30万円です。今日のうちに契約しませんか?



あなたの答え

⑤ 先輩から誘われて...

お金を借りて、投資用のUSBを買っても、すぐに元がとれるくらい儲かるよ。さあ、今から、消費者金融でお金を借りて、契約しよう。



あなたの答え

⑥ 被害にあった友達に...

ブランド品のカバンをネットで注文したのに届かない。



あなたの答え

大人になる君に伝えたい 大人になっても覚えていたい

契約のトラブルや悪質商法から自分を守るための7つの心得

うまい話に
飛びつかない

ネットの情報に
流されない

軽い気持ちで
契約しない

借金をしてまで
契約しない

契約をせかす者は
相手にしない

きっぱり断る
勇気も必要

個人情報はむやみに
相手に渡さない

クイズの回答

- (1)○ (2)× (3)○ (4)× (5)○
- (1)② (2)② (3)② 契約の大事な事項について合意していないため契約が成立していない
- (1)① (2)②
- (1)× (2)× (3)×
- (1)③ (2)① 返品 ② クーリング・オフ
- (1)① 個人情報 ② 無視 (2)①× ②×
- ①
- ① 番号、暗証番号 ② 収入 ③ リボルビング



消費者ホットライン

TEL (局番なし)

い や や
188

※お住まいの地域の消費生活センターにつながります
※ナビダイヤルです(相談は無料です)

福岡県消費生活センター

TEL 092-632-0999

月曜～金曜(電話・面談) 9:00～16:30 / 日曜(電話のみ) 10:00～16:00
〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎1階